

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	株式会社アクセスグループ・ホールディングス
【英訳名】	ACCESS GROUP HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 勇也
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目1番1号
【電話番号】	03-5413-3001
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務企画部長 保谷 尚寛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目1番1号
【電話番号】	03-5413-3001
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務企画部長 保谷 尚寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第37期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案） >

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役として、木村春樹、木村勇也、増田智夫、土田俊行、保谷尚寛、古川伊織、浜野竹志、伊藤俊哉およびマッカイ里菜を選任することであります。

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定の件

本制度に係る対象取締役の報酬額について、「既存の金銭報酬額とは別枠で年間35,000千円以内、本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数をについて、年50,000株以内」に改定するものであります。

第3号議案 当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の一つとして、当社株式等の大規模買付等に関する対応策を導入することであります。

< 株主提案（第4号議案から第6号議案） >

第4号議案 定款一部変更の件（中期経営計画及び資本配分方針の策定・公表に関する条文を新設）

当社定款に、中期経営計画及び資本配分方針の策定・公表に関する条文を新設するものであります。

第5号議案 定款一部変更の件（取締役の員数の上限を拡充）

当社定款に定めた取締役の上限を、10名以内から15名以内に変更するものであります。

第6号議案 取締役2名選任の件

取締役として、武田和大、木村聡宏を選任することであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第3号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 取締役9名選任の件					
木村 春樹	27,437	232			可決 99.16
木村 勇也	27,467	202			可決 99.27
増田 智夫	27,469	200			可決 99.27
土田 俊行	27,467	202			可決 99.27
保谷 尚寛	27,467	202		注) 1	可決 99.27
古川 伊織	27,469	200			可決 99.27
浜野 竹志	27,467	202			可決 99.27
伊藤 俊哉	23,847	3,822			可決 86.18
マッカイ 里菜	23,827	3,842			可決 86.11
第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬改定の件	23,729	3,941	-	(注) 3	可決 85.76
第3号議案 当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件	23,769	3,901	-	(注) 3	可決 85.90

< 株主提案（第4号議案から第6号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第4号議案 定款変更の件（中期経営計画及び資本配分方針の策定・公表に関する条文を新設）	4,621	23,045	-	(注) 2	否決 16.70
第5号議案 定款変更の件（取締役の員数の上限を拡充）	4,542	23,124	-	(注) 2	否決 16.42
第6号議案 取締役2名選任の件					
武田 和大	4,542	23,124	-	(注) 1	否決 16.42
木村 聡宏	4,542	23,124	-		否決 16.42

(注) 1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上